

近代日本の「学校教育の内容」

——校歌をめぐる「音韻」を通しての「国語」の統一——

東京大学教育学研究室 水 崎 富 美

The study of school songs in Japan before the war

——about standardization of national language by a vocal sound in modern ages——

Fumi MIZUSAKI

Before the war, school songs have been generally believed to be utilized for “cultivating a moral character” by the basic policy of the ministry of education. In addition to this ordinary aspect, we shed light on the existence of a policy in the standardization of national language by a vocal sound, which had been driven by the ministry of education in modern ages.

目 次

問題の所在

- I 第一章 文部省の訂正の実態と言語に対する関心
 - A 第1節 訂正の実態
 - B 第2節 音としての言語—「スラー」と「タイ」をめぐって—
- II 第二章 文部省の訂正と「音韻」を通しての「国語」の統一
- III 第三章 唱歌教育と「国語」教育のあいだ
まとめと今後の課題

問題の所在

戦前期の唱歌¹・音楽教育政策は、明治三十三年文部省令第十四號「小學校令施行規則」第一章一節第九條に「徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」²、そして、昭和十六年文部省令第四號「國民學校令施行規則」の第十四條「藝能科音楽」については「國民的情操ヲ醇化スルモトス」「徳性ノ涵養ニ資スルモノタルベシ」³とあるように、「徳性の涵養」を基本方針としていた⁴。しかしながら、このような法令上には直接に示されていないが、その政策実施過程においては、さらに別の政策を見出すことができる。本稿では、これまで対象とされることの少なかった戦前期の校歌、特に東京都公文書館所蔵の公立小学校校歌に関する往復文書を分析した結果、文部省の校歌に対する訂正の中に、明治後期から昭和にか

けて、国民国家の形成と連動して推し進められた、国語教育との関連、とりわけ「音韻」⁵を通しての「国語」の統一という政策が存在したことを明らかにし、各教科教育を越えた近代日本の「学校教育の内容」を「音」という領域において考察する端緒としたい。

校歌を分析対象とする理由は次の点にある。戦前期の校歌は「唱歌用歌詞楽譜ノ認可」の手続きをとっていた⁶。これは、学校が申請願及び歌詞、楽譜を知事経由で文部省へと提出し、それを文部省が認可するというプロセスをとる。ここで交わされた往復文書には、歌詞と楽譜に対する文部省の訂正が数多く記されているが、ここには法令上には示されない別の政策が存在する可能性がある。また、校歌は、教科教育としての唱歌、音楽教育の枠をこえて教科教育以外の儀式、その他広く学校教育の場面に登場しており、教科としての法令上に規定された教育内容にはあらわれない側面が存在していると考えられる。さらに、本稿の考察は東京を中心とするが、東京の場合、全国的にも早い時期から盛んに校歌が制定され、明治26年から昭和14年の期間にわたり、122件の往復文書が保存されている。したがって、量的にも時期的にも比較的によくのデータを分析することが可能である⁷。

校歌に関する先行研究には嶋田由美と入江直樹の研究がある。しかしこれらの研究の関心は、校歌の「徳育的」な面にあり、結果として先の法令上にみられる唱歌政策の基本方針を追認するにとどまっている⁸。たとえば嶋田研究の対象とした明治36年から大正6年までの期

間においては、記譜や誤記を除けば、文部省は歌詞を比較的によく訂正している。しかしながら、其の時期は申請および訂正そのものの数が少なく、考察枠組みが教科教育としての法令上の基本方針に強く規定されて結論が導かれている。

本稿では特に文部省の訂正した箇所を中心として分析をおこなう⁹⁾。以下の考察では、まず、文部省の歌詞と楽譜についての訂正箇所の種類およびその数について実態を把握する。ここでは訂正の多くが、「国語」としての関心に基づいており、とりわけ、文字としての言語(仮名遣いなど)と「音韻」としての言語に対する訂正であったことを示す(第一節)。つぎに、「音韻」を中心として文部省の国語政策の変遷を改めて捉え直す。そして、校歌の訂正が文部省によって明治36年以降、強く推進された「音韻」を通しての「国語」の統一という国語政策の一部であったことを明らかにする(第二節)。そして最後に校歌のみならず唱歌教育と「国語」教育には、発音、とりわけアクセントやイントネーションという限定された意味ではなく、近代的言語の音を発するという段階である生理的、身体的問題を含めた意味での広く「音韻」上での関連が存在していたことを明らかにする。

I 第一章 文部省の訂正の実態と言語に対する関心

A 第1節 訂正の実態

東京都公文書館所蔵の文部省の「唱歌用歌詞楽譜ノ認可」の手続きで扱われた校歌の申請は122件ある。そのうち表1では、文部省が訂正を指示したものについて、その訂正の種類とその訂正数を年ごとに示した。

はじめに、表1上段の各項目が示す意味を説明しておきたい。まず、「歌詞についての項目」中、「仮名」は「仮名遣い」の訂正(例「をのが」を「おのが」に訂正)、「内容A」は徳育的、修身的な内容の訂正、「内容B」は徳育的以外の内容の訂正、「表現」は内容そのものには変更がなく、文字の前後の入れ替えなどの訂正、「全体」は歌詞全体にわたる訂正を示す。

「楽譜についての項目」では、「タイ」は同じ高さの2つの音を結ぶ弧の加除の訂正で、譜例1に示したような弧である。この場合、音の高さや低さには変更はない。「タイ」を加えると、音符は2つでも音はつながり、全体で1つに聴こえる。逆に、タイを除くと音としてはそれまで1つに聴こえたものが、2つに聴こえるようになる。次に「スラー」は、異なる高さの2つ以上の音を結ぶ弧の加除の訂正で、譜例2に示したような弧で

ある。これも加除によって音の高さや低さは変更されない。「スラー」を加えるとその二つの音は「一息」で歌うことが強調される。

(譜例1)

タイ 芳林尋常小学校



(譜例2)

スラー 烏森尋常小学校



つぎに、「記譜」は音符の棒の向きを上にするか下にするかといった譜を書く場合の約束事についての訂正、「音高」は音の高さや低さの訂正¹⁰⁾、「不明」は文部省からの「訂正ス」という書類はあるが、訂正箇所が不明なものを意味している¹¹⁾。

表1からは次の3つの事実がわかる。第1に、歌詞と楽譜の訂正数の割合についてである。従来、歌詞の訂正の方が楽譜の訂正よりも多いとされていた¹²⁾。しかし、時期を広げ、大正7年以降をも含めて考察を行うと、歌詞の訂正の総数は154で、楽譜の訂正の総数は212(不明は除く)であり、1.5倍近く、楽譜の訂正の方が多。また、単純に誤記、記譜などを除くと、歌詞の訂正数は88、楽譜の訂正数は125でやはり歌詞よりも楽譜の訂正数が多いといえる。

第2に、表1からわかる点は、歌詞についてである。従来の研究では校歌は「文部省の統制によりある種の枠から逸脱するもの*が排除され(*例えば修身的な内容を含まないものや、特に男子校においては柔弱な印象のあるものを指す)」たと捉えられてきた¹³⁾。しかしながら、東京都公文書館所蔵史料は異なった事実を示している。以下、これについて次の歌詞内容にかかわる3点から見てみたい。

1) 「内容A」(徳育的、修身的な訂正)に相当するのはつぎの3件である。

- ・「教へ」を「学ビ」に訂正(明治43年、東陽小学校)
- ・「重なる恩寵」を「重なる恵」に訂正(昭和5年仰高小学校)

・「大御言は教育勅語を指せる□のなるべく、第三、四句はこを敷衍したるものと見るへし、然らば勅語の主旨を為し居らず、第四句意通せず」(□は一字不明)

(大正9年の飯倉尋常高等小学校)

最後の訂正は学校側が提出した歌詞の「大御言」という語に対して「なるべく」という表現で、その後につづく句の内容がそれを敷衍するように指示している。以上、「内容A」については、「修身的な内容を含まないもの」を「排除」した事実を見出すことはできない。

表1 校歌訂正表

年	東京 (訂正箇所数)																申請 件数	
	歌詞	楽譜																
項目	仮名	内容A (徳育的)	内容B (以外)	表現	誤記	全体	その他	タイ	スラー	リズム	記譜	音高	プレス	誤記	全体	その他	不明	
明治26																		1
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36				1														1
37	5		2								9			6			1	4
38																		
39																	1	4
40																		3
41																		1
42																	1	3
43		1	1							1							2	3
44																		
45																		
大正2																		
3																	2	1
4																		1
5																		
6																	1	1
7	1							1	2			1					1	2
8																		
9		1	1		1		1					1		1				1
10								4	1	1								1
11				1														1
12																		
13																		1
14																		
15																		
昭和2																		
3			2															1
4																		
5		1	2	1			2	2	4									7
6	2		3	1	6	1	2	3	2		2							9
7							1	1	2									2
8	7		2	5	2		2		9		1					2	1	11
9	2						1	1	3	2	7	2		3		1		8
10	3		2		1				7		9			1		5		10
11					4						1							3
12	4		2	1	14			9	15	1	7	1				3		15
13	6		1		20		3	4	9		8		7	1				14
14	5		8		14		1	1	7	1	14	3	3	17		3		13
15																		
16																		
17																		
合計	35	3	26	9	66	1	14	26	61	6	58	8	10	29	0	14	10	122

2) 次に「内容 B」(徳育以外の訂正)の訂正例を示したい。

- ・「ゆかり伝わる」を「ゆかりもふるき」に訂正
- ・「我が学び舎に睦まじく」を「朝夕(あした夕べに)睦まじか」に訂正
- ・「はるか西多摩」を「遠く離れたる」に訂正などである。

3) 歌詞全体にわたる訂正を意味する項目である「全体」の訂正とは本郷尋常高等小学校のことである。これも徳育的、修身的な訂正ではなく、文学的な観点からの訂正であり、かなりもとの単語を生かして訂正をおこなっている¹⁴⁾。

以上、「内容 A」(徳育的、修身的)、「内容 B」(それ以外)そして「全体」の3つから、東京都公文書館所蔵史料の場合には、「修身的な内容を含まないもの」を「排除」した事実をみることはできない。また、徳育的、修身的なものにかかわる訂正については訂正全体においてわずか3件であり、少なかったといえる¹⁵⁾。そして、歌詞の訂正では「誤記」を除いて数えると、この表からは、「仮名遣い」に対する訂正数が35と最も多いことが明確になり、ここからは文部省が文字に関心をもっていたことがうかがえる。そのことは文部省が訂正に際して「文部省所定ノ假名ノ書キ方ニ違ヘル」(四谷第三尋常小学校など)と述べていることからわかる。

第3に、本稿で最も注目したい点であるが、楽譜については「スラー」が圧倒的に多いことである。「スラー」の訂正は大正7年にあらわれ、昭和期には非常に目立つようになる。また、「タイ」の訂正もそれについて多くなる。

以上、表1から明らかになることを3つの点にわたって示した。ここで問題となるのは楽譜の訂正についてである。戦前期の唱歌は、音楽より歌詞の問題が専ら重視されていたと従来はいわれてきた。それにも関わらず、楽譜になぜこれほど多くの訂正がなされているのか。しかも、その訂正がいわゆる音楽の基本的な三要素である、「メロディー、リズム、ハーモニー」ではなく、何故、「スラー」なのであろうか。またそれに次ぐ「タイ」の訂正は何を意味するのであろうか。以下、音という観点からその意味を考察する。

B 第2節 音としての言語—「スラー」と「タイ」をめぐって—

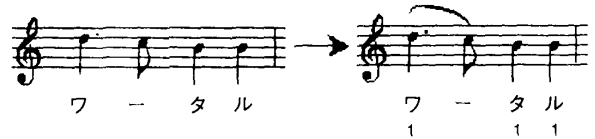
言語の分野では音は「音韻」の問題として議論されている。一般に国語教育において発音といえば、イエスシ

を明確に発音することやアクセントが問題とされるが、金田一春彦によれば日本語の発音について「拍」(音節)と「アクセント」を論じている。音節(拍)とは「さくら」ならば、「サ」「ク」「ラ」という一つ一つの単位である。「さくら」ということばは三音節である。音節はアクセントを考える前提となる単位である。アクセントとは日本語の場合、高低アクセントであり、上で区分された音節が明確化されて初めてどの部分が高いか低いかわというアクセントの議論が可能となる。したがって、アクセントを決定するためには音節の数が規定されていなければならないのである¹⁶⁾。

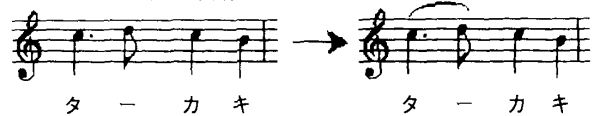
文部省が訂正した「スラー」の訂正のほとんどが、それに対応する歌詞には「-」がついている。つぎに、その例として譜例3で烏森尋常小学校の「スラー」の場合を示した。

(譜例3) …烏森尋常小学校

スラー (6小節目)



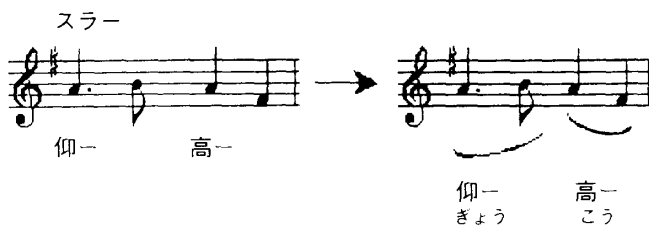
スラー (9小節目)



→の左側が訂正前の楽譜であり、→の右側が訂正後の楽譜である。6小節目も9小節目もスラーを付加する訂正である。これらの小節の「スラー」に対応する歌詞には「ワ-タル」、「タ-カキ」というように「-」がついている。この「ワ-タル」も「タ-カキ」もことばとしては「ワタル」「タカキ」という三音節(拍)から成っており、ワの部分とタの部分はそれぞれ一音節と数えられる部分である。「スラー」は「音と歌詞の音節との対応関係を明示するために用いる」ものである¹⁷⁾。「スラー」を付加すると2つの音はなめらかにひとまとまりになる。音と音節との関係からいうと、6小節のはじめの音2つは「ワ」という1音節の歌詞に対応する。つまり、文部省の「スラー」の付加という訂正はこの2つの音を1音節と対応させ、ひとまとまりの発音になることを求めたものであった。

次に、譜例4では仰高尋常小学校の「スラー」の場合を示した。

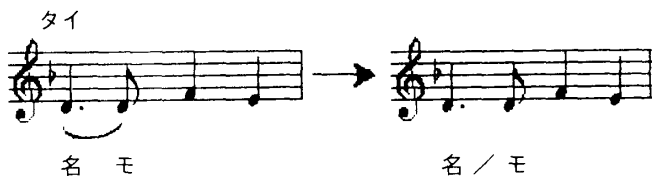
(譜例4) …仰高尋常小学校



ここでも訂正された「スラー」に対応する歌詞には「仰-」「高-」と「-」がついている。「仰-」「高-」は音節でみると「ぎょう」「こう」であり、これは「ギョー」という長音節に数えれば1音節であり、「ぎょ」「う」と数えれば2音節になる。「こう」も「コー」なのか「こ」「う」なのかで1音節か2音節かにわかれる。これをどちらに数えるかは、今日においてもなお議論されるところではあるが¹⁸⁾、文部省は当時、「ぎょう」「こう」についてはそれぞれ、1音節ととらえ、「スラー」を付加するよう訂正していることがわかる。

次に譜例5では芳林尋常小学校の「タイ」の場合を示した。

(譜例5) …芳林尋常小学校



ここでは「タイ」の削除が指示されている。「タイ」のつけられた2つの音はひとつの音として演奏される¹⁹⁾。この削除部分の歌詞は、「名モハウリン(芳林)小学校」のくだりの「名モ」である。訂正前では「名モ」は「名」と「モ」のそれぞれ1音節ずつの独立した語にもかかわらず、音は「レ」という一つの音である。表記上は二つの音があるがそれは「タイ」によって一つの連続した音になっている。これに対して訂正後は「タイ」が削除され、音が二つになる。文部省は、「名」と「モ」それぞれの音節に一つ一つの音を発音させることを求めているといえる²⁰⁾。また、埼玉県史料においても例えば七本木尋常高等小学校(大正13年)では「スラー」、「タイ」について上と同様に解することのできる訂正がみられる。

このように文部省の訂正で「誤記」を除いて最も多かった「スラー」、そして「タイ」を「音韻」という観

点から考察すると、拍(音節)と音の数によって訂正が行われていることがわかる。従来、戦前期の校歌はその文部省の認可過程において「修身的な内容を含まないようなもの」が「排除」され、徳育的な性格に統制されたと捉えられてきた。しかしながら、考察時期を明治26年から昭和14年まで広げ、訂正箇所を分析した結果、徳育的な統制は3件と少ないことが明らかになる。そして、訂正数が多く、文部省が強く関心をもっていたのは「国語」的な「仮名遣い」「音韻」という言語に対する問題であったことを導き出した。次節では校歌における「音韻」に関する関心が戦前期の国語政策のなかでどのような意味をもつのかを考察してみたい。

Ⅱ 第二章 文部省の訂正と「音韻」を通しての「国語」の統一

明治30年以降は国民教育の確立と連動しながら急激な「国語」の整備・制度的統一(「国語」の制度化)が推進されていた。この改革をすすめる上で、文部省の改革の論理的支柱には、近代言語学にもとづく国語観が存在していたことが明らかにされている。すなわち、「国語」とは、あくまで現行で使用されている「活語」「活きた言語」が主体であり、「話ことば」=音声が第一で、「書きことば」=文字は音声を書す二次的なものであるという国語観である²¹⁾。

文部省教科書局国語課が作成した『国語調査沿革資料』(昭和24年)をみると、この国語観によって「国語」の整備・制度的統一が如何にすすめられたかがわかる。そこには、大きくわけて2つの流れが存在している。一つは、「仮名遣いの改定」にみられるような文字を通しての流れと「音韻調査」にみられるような、「音韻」を通しての流れである。この双方が密接に内的関連をもっていることはいうまでもない。しかしここでは特に「音韻」を通しての「国語」の整備・制度的統一について考察する²²⁾。まず、『国語調査沿革資料』においてその動向を確認したい。

表2では『国語調査沿革資料』にもとづいて「音韻」に関する動向をまとめた。

ここでは、従来、十分に注目されることが少なかったが、「国語調査委員会決議」(明治36年)以降、昭和期にいたるまで長期にわたり、「音韻」が問題とされていたことがわかる。

例えば、『方言採集簿』(明治37年)には「方言採集者ノ最モ注意スベキハ、土音ヲ精密ニ表記シテ其ノ特質ヲ明ラカニスルニアリ。此目的ニ對シテハローマ字又ハ假

表 1 校歌訂正表

西暦年	月	事 項
1903年 (明治36)	8月	国語調査委員会「国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト」, 「方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」を決議, 官報に発表
1903年	9月	国語調査委員会において「長音表記ニ関スル件」の審議がされる
1903年	9月	国語調査委員会が国語仮名遣法調査材料第二報告「長音ノ如クニ呼ブ音ヨリ成レル語調」を発表(官報)
1903年	10月	国語調査委員会補助委員岡田正美が, 岡山, 廣島, 香川, 愛媛四縣下方言取調を報告(官報)
1903年	11月	国語調査委員会補助委員岡田正美が「ン, ツ, 一等ニ関スル調査案」を出す(官報)
1903年	12月	国語調査委員会補助委員新村出が「声音ノ為シ方及語学上ノ用語例」についての議案を出す(官報)
1903年	1月	国語調査委員回補助委員岡田正美が「発音調査ニ関スル事項」の議案を出す(官報)
1903年	2月	国語調査委員会補助委員保科孝一が「方言採集方案」の議案および「方言採集方案目録」を出す(官報)
1903年	3月	国語調査委員会主査委員大槻文彦が「土音方言取調ニ関スル事項」の議案を出す(官報)
1904年	2月	「尋常小学読本編纂趣意書」にて発音重視を示す。現代語音を基準とする表音的仮名遣採用を示す
1904年	10月	「方言採集簿」(調査者保科孝一)発表
1905年	3月	国語調査委員会は国語調査資料蒐集のため「音韻並口語法取調調査方」を各府県知事に委託(官報)
1905年	3月	「音韻調査報告書」二冊, 「音韻分布図」を発表
1906年	12月	「口語法調査報告書」二冊を発表
1908年 (明治41)	3月	国語調査委員会は「音韻および口語法取調に関する事項」の印刷物各府県に第二期取調を依託
1911年	4月	国語調査委員会は「口語体書簡文に関する調査報告」を発行
1916年 (大正5)	6月	国語に関する調査〔アクセントの調査〕を安藤正次, 東條操, 佐久間鼎, 神保格らに依託
1916年	6月	国語に関する調査〔方言調査〕を安藤正次, 東條操, 保科孝一, 山本信吉らに依託
1916年	12月	国語調査委員会は「口語法」を発行
1917年	4月	国語調査委員会は「口語法 別記」を発行
1919年	4月	文部省普通学務局は「アクセントとは何か」を発行
1920年	7月	文部省普通学務局は「国定小学読本巻の一・二のアクセント」を発行
1920年	4月	文部省普通学務局は「口語文用例集」第一輯を刊行
1921年 (大正10)	5月	文部省普通学務局は「口語文用例集」を刊行
1939年	12月	図書局は「国語対策協議会議事録」一冊を発行
1944年	3月	教学局国語課で標準的発音学習に使用する発音符号を制定発表

名ヲ用キ其文字價値ヲ一定シテ表音的ニ表記スベシ」とある。また, 「地方ニ於ケル特有ノ發音ニシテ普通ノローマ字又ハ假名ニテ表記シ難キモノハ, 特殊ノ符號ヲ付シ, 或, 新字ヲ用キテ表記スルトモ妨ゲナシ。但シ此ノ場合ニハ其ノ發音ノ性質ヲ細密ニ説明スルベシ」とある²³⁾。また, 『口語法取調ニ関スル事項』(明治41年)においても「回答ハ, 其實例ヲ片假名ニテ發音通り正確ニ記入シ, 必要アラバローマ字ニテ注記サレタシ」とあり, 以降, その表記法が細部にわたって示されている²⁴⁾。この両者には音を正確に採集しようとする態度

が伺える。

さらに, 文部省は「音韻」について具体的に何を重視していたのかについてみることにする。次に示したのは『音韻国語調査報告書』(明治38年文部省)の府県に対する問いの一部である。

「第四條 「えいゆう」(英雄), 「くうき」(空気) ・ ・ 「ぎょうにう」(牛乳) ・ ・ 「こうりう」(拘留), ナドノ「ゆう」「くう」 ・ 「ぎょう」 ・ 「りう」ハ yu-u (ユ・ウ) ku-u- (ク・ウ) ・ yu-u (ギユ・ウ) ト, 二

音節ニ発音スルカ、yu (ユー) ku (クー) gyu (ギュー)・g, 一個ノ長音節ニ発音スルカ」(…は引用者中略(61頁))

府県に対して、二個の音節で発音するか、一個の長音節で発音するのか、音節の数について徹底的に調査しているのである。このような、音節の数に対する問いはこの調査の全体のほぼ3分の1を占めている。

さらに後の大正七年に出版される『アクセントとは何か』(文部省)においては「アクセントを論ずるにあたっては、説明の便宜上、まづ、ことばにおける音節といふもの、意義を取りきめておかなければならぬ」かったという記述がある³¹⁾。以上から、発音を議論する第一の前提は、「音節」であり、文部省は「音韻」を通しての「国語」の統一において、「音節」が重要な意味を持っていると考えていたことがわかる。

ここにおいて、校歌になぜ「スラー」、「タイ」の訂正があればほど多くみられたかが明らかになる。「スラー」および「タイ」の訂正が目立つのは大正7年以降である。その時期は一連の「音韻」の調査をふまえて、『アクセントとは何か』(大正7年)の出版にみられるように発音の具体的な方向が示された時期である。すなわち、「音韻」を通しての「国語」の整備、統一が、調査から具体的に国民へ伝えられていくという意味での国民教育へと展開していった時期である。校歌の訂正もまたこの動きの中にあつたといえる。つまり、「スラー」や「タイ」の訂正は、「音韻」を通して「国語」の統一を国民へと徹底化させるための、国語の国民教育化政策の一部であつたとみることができる。整備された「国語」は「仮名遣い」などの文字にとどまらず、それをいかに発音するかが国民に徹底され、話されて初めて「国語」の内実をなす。なぜなら、国語改革が基盤とした国語観は音声が第一であるからである。校歌にみられた「スラー」や「タイ」の訂正は「音」によって「国語」を内実化させる、「音韻」を通しての「国語」の統一の政策であつたといえる。

Ⅲ 第三章 唱歌教育と「国語」教育のあいだ

「音韻」の視点で改めて見てみると、「校歌」ばかりではなく、唱歌、音楽教育と国語が文章内容上での関連とは別に、音を出す音声学的、身体的な意味を含めた広く「音韻」上の関連をもっていたことを見出すことができる。最後にそれらのうち旧開智学校の教案、保科孝一の実践報告、伊澤修二の実践、そして植民地政策の4点

に絞って示しておきたい。

旧開智学校「大正三年度」の「読方科」の教案には「注意」という項目に次のような記述がある。まず、「ハ」の発音に即してであるが、「十分口ヲ開クベキコトヲ能クシラシム、口ヲ窄メテ出ストファ音ト混同」とある。さらに第二週をみると発音「マ」について「(唇音) 両唇ヲ閉チテ声ヲ鼻カラ出ス、鼻汁ヲカマセテ」とある³²⁾。つまり、「音韻」が音声学的な身体的状況にまで至って注意されていることがわかる。さらに、上の読方科の教案とはほぼ近い時期の唱歌について比較してみたい。旧開智学校の明治末に書かれたとされる唱歌一時間の「唱歌教授順序一覧表」にはつぎの記述がある。二「発声」、方法、「三本ノ指ヲ縦ニ挿ム程口ヲ開キ舌ヲ下グレバ咽頭オノヅカラ開ク」とある。さらに、「注意」には「口先声ト咽頭ヨリデタル声ト大差アリ」と書かれている。また、その時間の最後の部分では「微唱=ピアノシモ」で歌うように指示がある³³⁾。これは、上の「大正三年度」にみられた「読方科」の教案と類似している。さらに、旧開智学校の昭和十七年度「藝能科音楽」の教案をみると「歌ヒ方」には言葉の発音について非常に細かい指示がある。たとえば「ン」に関しては、先の「読方科」と同じく「両唇的鼻音」と発音に注意がなされている³⁴⁾。ことばを音として出す身体的、生理的状況において国語教育と唱歌教育が密接に関連していたと推測することができるのである³⁵⁾。

さらに国語教育と唱歌教育の以上のような関係は文部省のアクセント調査を担当した佐久間鼎の「音韻」に関する記述とも重なる。彼によれば、話すことと歌うことの「声門」(すなわち喉の開きの形)は同じ形であり、「聲帯を弱く吹き付け、すなはち、ピアノ乃至ピアノシモで歌ひながら、しかも調子の低くなるのを防ぐ」こと「耳の知覚の側からの不斷の注意深い監督」など唱歌法の上で大切なことは「言語の発音上、特に教育ではアクセントの考察上一応心得てゐなくてはならない」と述べている³⁶⁾。これらからすると音を発することそのものの身体的、生理的段階をふくめた「音韻」という観点において唱歌教育と国語教育とは密接に関連があつたことがわかる。さらに唱歌教育と国語教育の「音韻」上の関連は、国語改革を国語調査委員会の一員として担った保科孝一の実践報告からもわかる。

彼は、「発音の練習は標準語の制定ともつとも密接な関係を有するものである」という³⁷⁾。そして、さらに次のように述べている。「英吉利では、話し方練習に對するもつとも有力な補助として唱歌をおほいに奨励してゐる。音階を有する唱歌および發聲の練習は、口を十分

に開くから、自然話し方に多大の利益を與へるのである。のみならず、唱歌の教授に伴ふ發聲の練習は聽覺を非常に鋭敏ならしめ、ひいて發音器官を意のごとく運動し得るやうになる。(中略) なほ英吉利では幼稚園や小學校の初年級において、毎日十五分乃至二十分間唱歌を教授するやうに希望してゐる。その時間の割當は一、ハンケチの使用法 二三分間 二、呼吸の練習三四分間 三、發聲の練習 五分間 四、新しい歌の教授および已習のもの復習 五分乃至八分間 (中略) ハンケチで鼻孔を清潔にさせてゐたのを見受けた」³²⁾と報告している。

ここでは、国語と唱歌の関係が単に文章内容ばかりではなく、生理的、身体的な音の發声を含んだ広く「音韻」という意味で密接な関連が示されているといえる。

さらに伊澤修二の言語の矯正における実践においても国語と唱歌の関連をみる事ができる。次に示したのは伊澤が樂石社³³⁾の社長時代におこなった言語障害の矯正の実践を記録した「日記」の一部である³⁴⁾。

十一月

(前略)

- 八日 説話法第一課より第十九迄復習
- 九日 金剛石、君が代、お月様の唱歌御練習、対話実習
- 十日 問答法第一課より復習
- 十一日 前日と同じ
- 十二日 五十音と十二支の御練習、対話の御練習
- 十三日 濁音次清音日本数字百迄、会話篇第一遍の第一課より十五課迄復習
- 十四日 金剛石、ヒヨコ、お月様、風車のお唱歌の練習、会話篇の処々復習
- 十五日 問答法第一課より十五課迄及び対話の御練習
- 十六日 唱歌と五十音濁音次清音の御練習
- 十七日 休

(以下、略)

九日、十四日、十六日には、唱歌の練習が入っている。つまり、ここでは發音矯正において「唱歌」の練習が頻繁に導入されていることがわかる。伊澤は、日本の俗楽、長唄といった近世からひきついでいる歌は声帯を締めつけ、吃になると注意をしていた³⁵⁾。他方、近代以降新たに作成された(その中心には伊澤であるが)唱歌を言語の矯正に用いていたことがここでは確認できる。従来、音楽教育史において伊澤修二研究は主として、音楽取調掛における業績を中心に考察されてきた。そして、「樂石社」創立以降の吃音矯正や方言矯正での

言語の矯正に関する活動は別なものとして扱われていた。しかしながら發声という意味での「音韻」に注目すると、この伊澤の音楽に関する活動と言語に関する活動とを連続的なものとしてあらためて考察する必要があるといえる。

最後に植民地上でも唱歌と国語が関連をもって議論されていたことにふれたい。文部省は植民地に関する教科書編纂事業を始めるにあたって「国語対策協議会」(1939年6月20日~22日)³⁶⁾を開いた。次に示したのはその議事録の一部である。

「言葉ノ中ニハ音樂的ノ要素ガアル、唯言葉ヲ單語ヲ覺ヘテ之ヲ繋ゲテ言フダケデハイケナイ、言葉ノ調子マデ意ヲ使ハナケレバナラヌト御話ガアリマシタ、是モ私ハ不斷カラ考ヘテ居ツテ氣ヲ付ケタイト思ツテ居ルトコロデアツタノデアリマス、實際上ノ方法トシテ音樂、唱歌サウ云フモノト結付ケテ言葉ヲ教ヘルコトモ非常ニ必要ナコトデアラウト思ツテ居リマス、(中略)例ヘバ「アクセント」ヲ教ヘル時デモ之ヲソウ云フ一種ノ譜ノヤウニシテ生徒ニ歌ハセル、本當ノ唱歌ニナラナイニシテモ一種ノ譜ノヤウニシテ教ヘルコトガ、何カノ方法ノーツヲ助ケルノデハナイカト云フ考ヲ持ツテ居リマス (中略)「アクセント」ニシテモ抑揚調子其他ノ符號、或ハ先程言ツタ片假名ヲ使ツタ發音符號ニシテモ是ハ何ト讀ムカドウ云フ音聲ニ還元シナケレバナラヌト云フコトヲ教ヘナケレバ役ニ立タヌノデアリマス、「アクセント」ノ符號サヘ教ヘタラバ宜イト云フノデハ樂譜ノオ玉杓子ヲ教ヘタダケト同ジク役ニ立タヌカト思ヒマス(後略)」³⁷⁾

ここでは「言葉ノ調子」を身に付けさせるために「實際上ノ方法トシテ音樂、唱歌サウ云フモノト結付ケテ言葉ヲ教ヘルコトモ非常ニ必要ナコトデア」と述べており、植民地上でも唱歌と国語が「音韻」上、関連づけられて議論されていたことがわかる。

まとめと今後の課題

従来、戦前期の校歌の研究においては教科としての唱歌政策の法令上の基本方針に枠組みが強く規定されて、徳育的な性格のみが強調されてきた。しかしながら、本稿では文部省の校歌の認可における、文部省が各学校に指示した訂正箇所を分析した結果、徳育的性格とは別の側面、すなわち、国語的側面、とりわけ、「音韻」を通しての「国語」の統一という音としての国語政策の側面

が校歌の認可には存在していたことを見出した。そして、校歌の認可に限らず、明治後期から昭和にかけて長い期間にわたり、唱歌（音楽）と国語教育は近代的な国語の音を出すという意味において、生理的、身体的段階を含めた広義の「音韻」の教育として関連をもっていたことを示した。

以上の検討の結果をふまえて今後の課題について述べたい。まず、はじめに、本稿では「校歌」を中心に考察をおこなったが、考察の最後にいくつか示したように「校歌」以外でも唱歌、音楽教育と国語教育には「音韻」上の関連がみとめられる。したがって、さらに唱歌、音楽教育の理論書、実践において「音韻」上での「国語」との関連を明らかにする必要がある。その上で、あらためて戦前期の唱歌、音楽教育の時期区分を徳育的側面とは別に再検討する必要がある。すなわち、山住正巳によれば音楽取調掛が編集した『小学唱歌集』初編（明治14年出版権届）の編集経過では文部省は音楽取調掛作成の原案に対して訂正を求めている。そしてその文部省の意見の多くは「原案（音楽取調掛が提出した）が『徳性の涵養』に役立つ内容であるかどうか、をめぐって出された」という³⁸⁾。すなわち、明治10年代での文部省の唱歌政策においては「徳性の涵養」が重視されていたとされる。それに対して、本稿で明らかにした文部省の訂正には多くの「音韻」に関するものが存在していた。また、明治の末以降には本稿でみてきたように、国語教育との関連が実践上、理論上に見出された。これらをどのように、整理して時期区分をおこなうのかという課題である。すなわち、「国語」の統一という意味での「音韻」に関する視点が、いつから、何を機会にどのような形で唱歌教育へと入ってきたのか、そして、さらにそれが「徳性の涵養」の基本方針と如何なる関係にあったのかを実践レベル、理論レベル、政策レベルのそれぞれにおいて明確化し、戦前の唱歌、音楽教育の再構造化を行う必要がある。その際、台湾の植民地の問題は考察の欠くことのできない視点になるであろう。

つぎに、上の課題を国語教育史と如何に接続し、音韻史、音韻教育史として再構成するのかという点である。本稿では、アクセントやイントネーションの教育以前の、まず、音を発する身体的、生理的段階、音節数などを含めた広義の意味での「音韻」の教育の政策、実践、理論の諸事実を明らかにしてきた。近代的言語の音の発声の教育段階から発音、アクセント、イントネーションの教育にいたる音としての国語の教育の政策、方法の歴史を唱歌、音楽教育の政策、方法における国語的側面をふまえて再構成する必要がある³⁹⁾。その際、本稿の校

歌の分析が示すように、音は「消え去る」という性質を有するがゆえに、唱歌、音楽教育上に用いられた楽譜は音としての国語教育の政策と方法を明らかにする重要な資料となるはずである。

以上、教科としての唱歌科（芸能科音楽）と国語という二つの方向から相互補完的に再構成をおこなうことによって、近代日本の「学校教育の内容」としての「音」という領域が浮かびあがってくる。この領域は本稿が結局のところ教科としての唱歌、音楽教育史あるいは国語教育史のどちらかを選択するのかという問いを立てることによってその意味を失う。上で示した両方向からの再構成は、そのどちらかの位置づけを終着として、教科としての「教育内容」を求めるのではなく、教科を越えた全体として、「学校教育の内容」における「音」という領域の解明ということができるといえる⁴⁰⁾。以上については今後の課題としたい。（指導教官 土方苑子教授）

註

- 1) ここでの唱歌は、狭義の「作品」の概念としての「唱歌」ではなく、「軍歌」や「校歌」などを含む広義の概念で用いる。
- 2) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第四巻1938年龍吟社 64頁
- 3) 石川謙『近代日本教育制度史料』第二巻1956年大日本雄弁会講談社235頁。
- 4) 明治十四年「小學校教則綱領」（文部省達第十二號号）第二十四條でも唱歌は「美徳ヲ涵養センコトヲ要ス」とあり（前掲『明治以降教育制度発達史』第二巻256頁）、明治二十四年「小學校教則大綱」（文部省令第十一号）の第十條でも「徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」（同上、第三巻100頁）とある。
- 5) 「音韻」とは、いわゆる発音に関する領域であるが、本稿では以下の意味で用いることにする。従来、文部省の国語政策において明治37年「尋常小学読本編纂趣意書」にみるように発音が重視されていたことは指摘されているが、ここでは、現代語音を基準とする表音的仮名遣採用を示す言語学において広義の意味で用いられる次の2つを含んだ意味で用語を用いる。すなわち、音節、アクセント、等の「音韻論」と、音声を発する身体的問題を含んだ「音声学」の全体の意味でこの概念を用いる。そのことによって後に示すように単に発音ではない、アクセントやイントネーション以前の諸段階を含む音の教育のさまざまな次元が明らかになるといえる。中村哲也氏は「国民国家」の形成にはつねに「国語」の創出というテーマ系が内包されているという。そして、いわゆる国民教育の再編期において教育の「国民化」が国語の「国民化」と深く結びついていたと捉え、それを、「とりわけ、1900年（明治33年）8月の初等教育における単独の教科としての「国語」科の新設には、1200字への漢字削減、字音仮名遣いの統一、仮名の字体の統一、棒引き仮名遣いの導入（字音表記に限り）等、大胆な国語国字の改革が取り入れられていた」と説明している（中村哲也「国民教育の成立と言語ナショナリズム—井上毅と上田万年」（『大人と子供の関係史』第三論集 1998年）1頁）。本稿ではこの中村氏の示しているいわゆる「国語国字」に関する改革を通しての「国語」の国民化」に対して、「音韻」領域での「国語」の改革、その政策、府県への指示、実践について検討する。また、従来国

- 語と唱歌の関連は国語教科書の文章内容と歌詞との関連としてすでに指摘されているが、ここでは「音韻」上での関連の検討を意図している。
- 6) 明治二十四年文部省訓令第二號, 明治二十七年文部省訓令第七號。
 - 7) 補足史料として埼玉県公文書館史料も扱う。埼玉県公文書館所蔵の唱歌用歌詞楽譜に関する史料は量的に少ないが管見のかぎりこれまで分析されていない。
 - 8) 入江直樹「儀式用唱歌の法制化過程—1894年『訓令第7号』が学校内唱歌に残したもの」日本大学教育学雑誌28号1994年。嶋田由美「小学校校歌制定に関する研究—明治後期における東京府内小学校校歌制定過程の分析を通して—」日本音楽教育学会『音楽教育学』1986年。嶋田論文では東京都公文書館所蔵史料の明治三十六年五月から大正六年六月までの22件について分析している。
 - 9) 訂正箇所とは、明確な訂正がなされた箇所である。なお、訂正されなかった箇所には、文部省の方針に沿ったものか、文部省の方針からは逸脱しないが、文部省が特に関心をはらわなかったものが一般に考えられる。これらについても重要と考えるが、ここではまず、明確な方針が存在したと考えられる訂正箇所に考察を限定する。
 - 10) 嶋田研究ではメロディーを変更された例として第二日暮里小学校と南海小学校をあげていた(前掲論文18頁)。しかしながら、第二日暮里小学校については、文部省がメロディーに訂正を求めた形跡はなかった。また、南海小学校については東京都公文書館所蔵史料においては史料が存在していなかった。
 - 11) この他に譜と譜の間に記載された歌詞についての訂正もみられるが、これは歌詞の領域と重複するので楽譜においては除いた。また、伴奏についての訂正も多くみられるが、伴奏のない学校も存在するのでここでは伴奏については除いた。
 - 12) 嶋田前掲論文18頁。
 - 13) 入江前掲論文 214頁* () 内は入江氏の注。
 - 14) 嶋田前掲論文において、第二日暮里小学校の校歌が申請時とは全く異なる歌詞及び楽曲で認可されたことある(20頁)。史料をみると文部省の訂正においては、「別紙付箋ノ通り訂正ヲ要ス」とあり、その訂正の付箋は破損しており、完全には確認ができない。しかし、付箋が張られていたとみられるのは一ヶ所であり、歌詞の全部を改作するような訂正指示はみられない。
 - 15) また、「修身的内容を含まない」歌詞であっても、例えば金町尋常小学校の場合などにみるように「排除」されずに認可がなされている。なお、嶋田研究では、認可された校歌の歌詞分析にも基づき校歌が「徳育的」であることを示している。本稿は訂正箇所の分析に考察を限定しているが、明治26年から昭和14年の全期間について認可された校歌の歌詞分析をおこなう必要は残されている。
 - 16) 金田一春彦『日本語の特質』NHK ブックス 1991年 II 日本語の発音の項 48頁。
 - 17) 浅香淳編集『新音楽辞典』(楽語)音楽之友社 1977年「スラー」の項目。
 - 18) 窪園晴夫・太田聡:『音韻構造とアクセント』研究社出版 1998年 36-37頁。
 - 19) 浅香淳編集『音楽中辞典』音楽之友社 1979年「タイ」の項。
 - 20) 嶋田研究では、誠之小学校と富士前小学校の校歌が調が異なるが全く同じメロディーを有していることを指摘している(嶋田前掲論文22頁)。史料ではメロディーは確かにへ長調(誠之小学校)とト長調(富士前小学校)と調が異なるだけで基本的には同じである。しかしながら、誠之小学校の9小節目については「アーメト」の「ア」の部分にタイがついており、表記は2つの音であるが音は1つになっている。これに対して富士前小学校の9小節目はメロディーは同じようにみえるが、厳密には歌詞「ヒイデシ」の「ヒ」「イ」の部分には「タイ」がない。つまり、音が「ヒ」と「イ」に一つずつ付いている。
 - 21) 中村哲也前掲論文1頁, 3頁, 13頁。
 - 22) 文字を通しての「国語」の統一については、例えば、校歌にみられた明治37年の四谷第三尋常小学校等の「文部省所定ノ假名ノ書き方ニ違へル所アリ訂正スヘシ」という訂正は、明治33年の小学校令の施行規則での仮名の規定に基づいたものであり、これは表音式仮名遣いへの移行を見込んだ暫定的なものではあるがそのあらわれとすることができる。また、大正七年の開進尋常高等小学校の場合の「をのが」から「おのが」への訂正は、「學習上困難ナルモノヲ簡約ニシテ國語教育ノ發達ヲ圖ルガ爲」に『国語假名ニ関スル事項』(明治41年)において文部省が示した「ゐゑをノ仮名ニハいえおノ假名ヲ用フ」という方針にならなかったものといえる(前掲『国語調査沿革資料』80頁)。
 - 23) 国語調査委員会『方言採集簿』1904年 凡例2頁・3頁。
 - 24) 国語調査委員会『口語法取調ニ関スル事項』1908年7頁。
 - 25) 「音節とはなにか」の項。
 - 26) 「読方科教案尋一ノ一浅原 大正三年度」(佐藤秀夫監修 重要文化財旧開智学校資料集刊行会『史料開智学校』第十四巻 授業の実態4 電算出版企画 1992年 355頁-356頁)。
 - 27) 「一時間ニ於ケル唱歌教授順序一覽表」松本市小学校前掲『史料開智学校』第十五巻 授業の実態5 1993年 532頁-533頁。
 - 28) 「藝能科音楽教授案」昭和十八年二月十六日「児童初三ノ三 指導者 米久保美千子」前掲『史料開智学校』第十五巻 534頁-537頁。
 - 29) また、国語の授業のなかに、唱歌そのものが導入されているという事実も存在する。旧開智学校の「明治三十五年度」の「尋常科第一学年 国語教案」では「唱歌 も、たろー」がプログラムに導入されている(前掲『史料開智学校』第十四巻 255頁)。
 - 30) 佐久間鼎『国語音聲學講話』同文館 1939年 220頁。
 - 31) 保科孝一『最近國語教授上ノ諸問題』同文館 1918年(大正七年)166頁。
 - 32) 同上 182頁。
 - 33) 伊澤の楽石社の仕事は吃音矯正のみが目的ではなく、「楽石社規程」が研究内容で「正シキ日本語音ヲ伝習ス」「方言ノ訛ヲ矯正ス」と述べるように「正シキ」発音として吃音も、国語の発音の統一を計るための訛音についても、同様に矯正をおこなおうとしていた。(伊澤修二「楽石社規程」『伊澤修二選集』信濃教育会出版部)1958年 763頁-764頁。
 - 34) 「重聴(耳遠)に起因したる言語障害を矯正し併せて聴覚を發達せしめたる実験日記」明治41年『伊澤修二選集』信濃教育会出版部 1958年 828頁。
 - 35) 「視話法について」明治三十七年ころ(場所不明)『伊澤修二選集』信濃教育会出版部 1958年 780頁。
 - 36) この会議は駒込武氏によれば、植民地・占領地統治機関の日本語教科書編纂者を招いてその経験を摂取しつつ、興亜院を始めとする関係諸官庁の同意調達するために開いた会議である。(「満州国」教育史研究会「満州・満州国」教育資料集成 第10巻 教育内容・方法Ⅱ) 株式会社エムティ出版 1993年。駒込武 解説 7頁-8頁。
 - 37) 文部省圖書局『国語対策協議会議事録』1939年「秘」扱、「満州国」教育史研究会 同上 411頁。
 - 38) 山住正巳『子どもの歌を語る』1994年 岩波新書 23-24頁 () 内引用者。
 - 39) この場合、唱歌の旋律が言葉のアクセントやイントネーションに対応していないことが、唱歌、音楽教育にとって未成熟な状態であることを指摘するような、「旋律と言葉が一致すべきである」という前提から出発する研究とは方法、目的が異なる。
 - 40) 例えば、「芸術としての音楽(科)教育」がいつ成立したかといった問題構制の中で位置づけをおこなうならば(すでにこの問い自体が問い直されつつあるが)、美的な、「芸術それ自体」を目的としたいような音に関するものは消極的にしか扱われないことになる。